

一抜け方式に関する事項

本件は、一抜け方式を適用する入札案件である。

一抜け方式とは、競争入札に付する複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより順次その後の案件の落札者を決定する入札方式である。

本件と同一に入札に付する一抜け方式の対象工事は、次表（一抜け方式対象工事一覧表）のとおりとし、取扱いは次のとおりとする。

一抜け方式対象工事一覧表

入札方法：条件付一般競争入札（事後審査型）

開 札 日：令和 7 年 7 月 24 日

落札決定順位	工事名
1	市道堂垣内広池山線河川改良工事
2	市道堂垣内広池山線道路改良工事（その 2）
3	市道堂垣内広池山線道路改良工事（その 1）
4	市道堂垣内広池山線道路改良工事（その 3）

- 1 落札者の決定は、落札決定順位欄に記載の番号順に行う。
そのため、落札決定順位が一つ前の落札の決定が行われるまでの間は、事後審査等の通知は保留となる。
- 2 先の案件で落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合は、その入札を無効とする。
- 3 一覧表内の一部の入札案件を中止した場合は、当該中止案件はなかったものとみなして、落札決定順位を繰り上げ、入札手続を続行する。ただし、入札の公正性を阻害するおそれのある場合は、入札及び契約の手続を中止する場合がある。

（留意事項）

- ※ この方式では、1 者 1 件に落札が制限されることとなりますので、工事現場に配置可能な技術者が 1 名しか確保できない場合でも、複数の案件の入札に参加することが可能です。
- ※ 条件付一般競争入札（事後審査型）の場合、入札参加資格要件（元請施工実績、配置予定技術者の経験等）が案件ごとに異なる場合もありますので、注意してください。
- ※ 指名競争入札の場合、指名された者が案件ごとに異なる場合もありますので、入札可能な案件が限定される場合（入札可能な案件が 1 件の場合）もあります。